警報発令時の取り扱いについて

平日(月・木・金曜日　13時～開所の場合)

①朝、もしくは学校にいる間に警報(神戸市に)が出た＝(13時の時点で学校にいない)場合は、「もりのこみち」は臨時のお休みになります。
②「もりのこみち」にいる間に警報が出た場合には、状況に応じ(児童、生徒の安全を第一に考え)て、保護者の方に連絡の上、帰宅させる場合があります。

土・日曜日・学校休業日(9時～開所の場合)

9時の時点で警報(神戸市に)が出ていれば、児童、生徒の安全を第一に考え、
「もりのこみち」は臨時のお休みとさせていただきます。

●警報の種類＝大雨、暴風、洪水、大雪　等。